

# 滋賀県男性の育児休業取得奨励金のご案内

滋賀県では、企業における男性従業員の育児休業取得を促進するとともに、男性の育児休業の取得に向けた気運の醸成を図るため、男性労働者が1週間以上育児休業を取得した企業に対して奨励金を支給しています。

要件に該当する事業主の方は、お問い合わせください。

## (要件)

### 1. 支給対象事業主は、次のすべてに該当する事業主とします。

- (1) 県内に事業所を有すること。
- (2) 常時雇用する従業員の数が300人以下であること。
- (3) 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録をしていること。
- (4) 過去に男性労働者の育児休業取得実績がなく、平成23年4月1日以降に男性労働者が初めて育児休業の取得をする事業所であること。
- (5) 労働協約または就業規則の中に育児休業に関する規定を設けていること。
- (6) 育児・介護休業法の規定を遵守していること。

### 2. 対象となる育児休業取得者は、次のすべてに該当する男性労働者とします。

- (1) 県内の事業所に勤務していること。
- (2) 平成23年4月1日以降、その養育する子が1歳2ヶ月に達するまでの間に、育児休業を5日（勤務を要しない日を除く）以上含む1週間以上連続した休業・休日等を取得し、かつ当該休業終了後に原職に復帰していること。

## (支給金額)

奨励金の額は、1事業主あたり**200,000円**です。

(平成23年4月1日以降において、1事業主につき1回限りです。)

### お問い合わせ先

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1  
 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局 企画・家庭福祉チーム  
 電話(077)528-3561 / FAX(077)528-4854  
 電子メール em00@pref.shiga.lg.jp  
 ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/e/kodomokatei/ikumensyorei.html>

ろうきんは、はたらく人の夢と共感を創造する共同組織の福祉金融機関です。

広告

すべての勤労者の笑顔のために **《意思あるお金》**の流れをつくろう!

さらにパワーアップして  
社会貢献預金

すまいる

“助け合い”の輪をさらに広げ、  
“共生の社会づくり”をめざします!

『社会貢献預金・すまいる』は、ご預金を通して、「エコ推進」「子どもたちの未来応援」「災害復興支援」「国際協力」を行っている各分野の社会的な活動を応援するものです。

『社会貢献預金・すまいる』は、定期預金の店頭表示金利より引き下げた預金利率を適用させていただきます。寄付コース毎に、毎年3月末のお預入残高の「0.1%」を寄付額の総額とし、「ろうきん」から寄付させていただきます。

※くわしくは、店頭にて説明書をご用意しています。

大津支店 ☎077-524-5356

大津市におの浜 4-5-9

彦根支店 ☎0749-22-2862

彦根市大東町 4-28  
彦根勤労福祉会館内

草津支店 ☎077-562-5791

草津市南草津 3-7-1

八日市支店 ☎0748-23-2371

東近江市八日市東本町 17-8-22

長浜出張所 ☎0749-63-9111

長浜市高田町 5-21

水口出張所 ☎0748-62-6131

甲賀市水口町東名坂 277

守山出張所 ☎077-583-4400

守山市播磨田町 3076-2

近江八幡ローンセンター

☎0748-37-5910

近江八幡市鷹飼町南 4-4-5  
〒514 近江八幡 2F

すべての勤労者の笑顔のために

近畿ろうきん

<http://www.rokin.or.jp>

0120-191-968

〒500-0000 岐阜市東区南 2-2-11 近畿ろうきん



滋賀労働局からのお知らせ

# 労働保険料等の納付は、口座振替納付で！

労働保険料等の口座振替納付とは、事業主の皆様が、労働保険料や石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の納付について、口座を開設している金融機関に口座振替納付の申込みをすることで、届出のあった口座から金融機関が労働保険料及び一般拠出金を引き落とし、納付することができる制度です。

## 口座振替納付の申込手続

口座振替納付をご希望される方は、所定の用紙(口座振替依頼書)を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

平成25年度第1期・全期納付分から口座振替納付をご希望される方は、平成25年2月10日までに申込みをお願いします。

注1 口座振替納付は、全国の銀行(ゆうちょ銀行を除く)、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業・漁業協同組合(一部を除く)、商工組合中央金庫でご利用になれます。取扱金融機関や口座振替納付日等の詳細については、事前に厚生労働省のホームページでご確認ください。

注2 口座振替納付の申込み手続が完了した方は、金融機関の窓口で年度更新申告書の提出ができませんので、ご注意ください。

## 申込書(口座振替依頼書)

申込用紙は、厚生労働省ホームページにご用意しています。  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/>  
 ※ 申込用紙は、滋賀労働局労働保険徴収室も備えております。

### お問い合わせ先

滋賀労働局労働保険徴収室  
 ☎ 077-522-6520

# 在職者訓練(技能向上セミナー)のご案内

県および(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練(技能向上セミナー)を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

## 県が開催するコース

- 機械系(普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、機械CADなど)
- 溶接系(アーク溶接特別教育、TIG溶接基礎技能習得、産業用ロボット特別教育など)
- 電気系(第二種電気工事士受験準備、電気主任技術者のための知識など)
- 建築系(JW-CAD、規矩術、インテリアコーディネータ試験受験準備など)
- 制御系(有接点リレーシーケンス制御、PLC制御、油圧・空気圧制御など)

## (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が開催するコース

### 機械関係

(実践機械製図、製品設計技術、製造技術者の油圧・空気圧技術、精密測定技術、生産現場で使う品質管理技法、製造現場における工程管理技法と改善、被覆アーク溶接クリニック(鉄構)、切削加工検証(旋削編)、旋盤高精度加工技術、金属材料の選び方とその熱処理と表面効果処理など)

### 電気・電子関係

(実践電子回路計測技術、有接点シーケンス制御、実践的PLC制御技術、電気系保全実践技術、機械制御のためのマイコン実践技術など)

※コースの詳細(開催日・内容・受講料等)、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

	滋 賀 県		(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構	
施設	高等技術専門学校 米原校舎 (テクノカレッジ米原)	高等技術専門学校 草津校舎 (テクノカレッジ草津)	滋賀職業能力開発 促進センター (ポリテクセンター滋賀)	滋賀職業能力開発 短期大学校 (ポリテクカレッジ滋賀)
所在地	米原市岩脇411-1	草津市青地町1093	大津市光が丘町3-13	近江八幡市古川町1414
TEL	0749-52-5300	077-564-3297	077-537-1191	0748-31-2252
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
HP	<a href="http://www.pref.shiga.jp/f/kogisen/index.html#seminar">http://www.pref.shiga.jp/f/kogisen/index.html#seminar</a>		<a href="http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/zaishoku/index.html">http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/zaishoku/index.html</a>	

## ※※知っていますか？建退共制度※※

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

**加入できる事業主：建設業を営む方**

**対象となる労働者：建設業の現場で働く人**

**掛け金：日額310円**

### 特徴

- 国の制度なので安全・確実・申込手続きは簡単です。
- 経営事項審査で加点評価の対象となります。
- 掛け金の一部を国が助成します。
- 掛け金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- 事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

### 建退共制度の特例措置のお知らせ

建退共制度では地震等により災害救助法が適用された皆さまに対し各種手続きの特例措置を実施しております。

詳しくは



### 建退共滋賀県支部

〒520-0801 大津市におの浜 1-1-18 滋賀県建設会館  
TEL:077(522)3232 FAX:077(522)7743

働くみんなに、  
大きな安心。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業にご利用いただいている国の退職金制度です。

# 中退共 中小企業退職金共済制度

## 安全

国の制度だから安心  
新規加入や掛金を増額する場合、  
掛金の一部を国が助成します。

## 有利

掛金は全額非課税  
手数料もかかりません。

## 簡単

社外積立で管理も簡単  
付付状況や退職金試算額を  
事業主さんにお知らせします。



詳しくはホームページをご覧ください。




(独)勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1  
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

## 障害者就職面接会を開催します

湖東・湖北地域障害者就職面接会

平成25年1月25日(金) 場所：ビバシティ彦根

湖南地域障害者就職面接会

平成25年2月19日(火) 場所：クサツエストピアホテル

参加事業所を  
募集します

雇用の情勢は、未だなお予断を許さない状況にあり、障害者を取り巻く雇用環境も引き続き厳しい状況が続いています。

このため、一人でも多くの障害のある方が就職できることを目的に、県と滋賀労働局・ハローワークで「障害者就職面接会」を共催いたします。

就職面接会には、多くの障害のある方々が参加されます。

事業主の皆様にとりましては、人材の確保や障害者雇用率の向上に向けた絶好の機会となりますので、積極的なご参加をお願い申し上げます。

●障害者就職面接会に参加を希望される場合は、お早めに事業所管轄のハローワークまでお問い合わせください。

### 湖東・湖北地域

▶ハローワーク東近江 TEL0748-22-1020 ▶ハローワーク長浜 TEL0749-62-2030  
▶ハローワーク彦根 TEL0749-22-2500

### 湖南地域

▶ハローワーク大津 TEL077-522-3773 ▶ハローワーク草津 TEL077-562-3720  
自動音声ガイドに従い、部門コード「31#」を押して下さい。  
▶ハローワーク高島 TEL0740-32-0047 ▶ハローワーク甲賀 TEL0748-62-0651

## ～滋賀高齢・障害者雇用支援センターからのご案内～

### <障害者法定雇用率の引き上げに伴う事務説明会のご案内>

☆すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この雇用率が、平成25年4月1日から右表のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	H25.4.1以降
民間企業	1.8% →	2.0%
国、地方公共団体等	2.1% →	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0% →	2.2%

☆当センターにおいては、上記雇用率制度に基づいた障害者雇用納付金申告・申請に関する受付事務を行っており、平成25年度の障害者雇用納付金申告に関する事務説明会を以下のとおり予定しております。事業主の皆さま 是非ご参加いただきますようお願い申し上げます。

### 納付金事務説明会開催日程

**第1回** 平成25年3月5日(火)  
彦根燦パレス(彦根市小泉町648-3)

**第2回** 平成25年3月7日(木)  
草津市(予定)

※<両日共通>

■9:30～11:30及び13:30～15:30 納付金申告及び調整金申請について  
■16:00～17:00 報奨金申請について

お問い合わせ先

滋賀高齢・障害者雇用支援センター

〒520-0056 大津市末広町1-1

日本生命大津ビル3階

TEL 077-526-8841

FAX 077-526-8842